

別表（第2条関係）

補助事業名	補助事業者	補助率又は補助額	備考
施設維持管理運営補助	区長又は施設管理者	限度額40,000円以内	
施設修繕補助	区長又は施設管理者	3万円以上200万円以内の3分の1以内	200万円を超えた額については別途協議するものとする。
施設附帯工作物等維持補修補助	区長又は施設管理者	補修 3万円以上の補修費用の3分の2以内。補助限度額50万円	集会施設敷地内に設置された施設が管理する既設の遊具等を対象とする。
		撤去 3万円以上の撤去費用の5分の4以内。補助限度額50万円	
		点検 3万円以上の点検費用の5分の4以内。補助限度額10万円	
新增改築補助	区長又は施設管理者	工事費の2分の1以内	
備品等の整備補助	区長又は施設管理者	購入費の3分の1以内	